

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領

制定 令和5年12月1日付け5農産第3229号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

高温対策栽培体系への転換支援事業の実施については、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱（令和5年12月1日付け5農産第3228号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

要綱別表に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に定める基準を満たすこととする。

- ア 第6の3により作成した栽培暦等を普及する能力を有していること。
- イ 事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- ウ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- エ 農業者の組織する団体の場合は、原則年間150日以上農業に従事している農業従事者5名以上を含むこと。
- オ 地域農業再生協議会の場合は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。
- カ その他協議会の場合は、都道府県又は市町村及び農業者の組織する団体を含むこと。

第3 事業内容、補助対象経費

本事業は、事業実施主体が実施する高温耐性品種や高温対策栽培技術の導入実証による高温環境に適応した栽培体系への転換に向けた取組の実施に対して支援を行うものとする。

補助対象経費は、別添2に定めるとおりとする。

第4 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標の基準は、別添1に定めるとおりとする。
- 2 事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

第5 対象となる農作物の範囲

現に気温上昇による栽培リスクが明らかとなっており、今後夏季の高温対策を要すると都道府県が認めた農作物を対象とする。

第6 実施基準

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 事業実施年度の翌年度までに、実証を踏まえた高温対策栽培体系を記載した栽培暦等（栽培マニュアルや栽培指針等を含む。）を作成すること。ただし、既存の栽培暦等を更新することも可とする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、別添1の成果目標の達成に向けて、高温対策栽培体系への転換に向けた取組を継続することとする。
- 5 事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費は、本事業の補助の対象外とする。
- 6 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、実証のための作付けに向けて準備作業等に時間を要する場合は、令和5年12月1日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。

第8 申請できない経費等

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 栽培実証の試験設計に係る準備作業、栽培暦等の作成・頒布、普及に係る講習会等の開催等、栽培実証に直接要しない費用
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第7及び第12の1のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 事業実施主体の職員の人件費
- (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (5) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業

を実施する上で必要と認められない経費

第9 事業実施計画の作成及び提出

- 1 事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）は、別記様式第1号により、事業実施計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- 2 事業計画の重要な変更は、以下に掲げる変更とする。また、事業計画の変更を行う場合は、別記様式第2号により1に準じた手続を行うものとする。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）事業の新設、中止又は廃止
 - （3）事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - （4）事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第10 都道府県事業計画の作成及び提出

- 1 都道府県知事は、第9の1により提出された事業計画を審査し、2の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第3号により都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、別記様式第1号により事業計画を作成し、2の審査基準に照らし適切であることを自己において点検し適切と認めた場合は、別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出して、その承認を受けるものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業計画を添付するものとする。

- 2 都道府県知事は、事業計画の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体が第2の要件を満たしていること。
 - イ 地域の状況を踏まえた取組であること。
 - ウ 第4の1の成果目標の基準を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- 3 1による都道府県計画の提出については、地方農政局長等の求めに応じて、要綱第7第1項の交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出より前に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、1による都道府県計画の提出後、必要があると判断した場合は、都道府県に対して関係する書類の提出を要求できるものとする。
- 5 都道府県計画の重要な変更は、以下に掲げる変更とする。また、都道府県計画

の変更を行う場合は、別記様式第4号により1に準じた手続を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の新設、中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第11 予算額の配分及び事業計画の承認

- 1 地方農政局長等は、第10の1により提出のあった都道府県計画について、以下の内容を基準として審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
 - ア 第4の1の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- 2 農産局長は、1により報告のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の通知に基づき、該当する事業計画を承認するものとする（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）。

第12 事業の着手

- 1 事業は、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 3 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 4 都道府県知事及び地方農政局長等は、1のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に

行われるよう努めるものとする。

- 5 なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第13 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第14 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第6号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、別記様式第6号により、事業実施状況報告書に都道府県の実施状況を記載するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、都道府県が、1により記載した事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、適切な措置を講ずるようにするものとする。

- 3 都道府県知事は、1により報告及び記載された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第15 事業実施成果の評価

- 1 事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）は、別記様式第8号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、別記様式第8号により事業評価シートに都道府県の事業評価を記載するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導・助言するものとする。

- 3 都道府県知事は、1及び2により報告及び記載された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第9号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）から聞き取りを行うものとする。

- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。

- 5 都道府県知事は、1及び2により報告及び記載された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1カ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により提出させるものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、都道府県が、1により記載した事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう検討を行ってから1カ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により作成するものとする。

また、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3に準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合で、5により検討した場合には、その内容及び事業計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

- 7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、必要に応じ、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

- 8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するとともに、7の指導・助言を行った場合には、その内容について

ても農産局長に報告するものとする。

第16 証拠書類の保管

- 1 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等又は都道府県から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 第9の1の事業計画に記載されている取組を実施したことが確認できる書類（実証結果、写真等）

(2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

- 2 都道府県は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

なお、都道府県が事業実施主体となる場合は、以下の（1）、（5）を対象とするものとする。

(1) 高温対策栽培技術等の実証への支援を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(2) 事業実施主体から提出された書類

(3) 事業実施主体への指導監督に係る書類

(4) 事業実施主体への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

第17 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体（都道府県が事業実施主体となる場合を除く。）に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第18 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第19 その他

事業実施主体及び事業の受益者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

附 則

この通知は、令和5年12月1日から施行する。

別紙

高温対策栽培体系への転換支援の配分基準について

本事業における予算の配分基準は、以下のとおりとし、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、第11の1により報告された都道府県計画を踏まえ、別添1に掲げる成果目標の基準に基づき付与したポイントが上位の事業計画から順に予算の範囲内で配分するものとし、各都道府県に配分されることになった予算額を地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 都道府県計画のうち、1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

別添 1（高温対策栽培技術等の実証支援に係る成果目標）

下記区分（１）又は（２）から１つを選択すること。（３）から（５）は条件に当てはまる場合は選択できるものとする。

（事業実施主体が複数の品目に取り組む場合）

（１）又は（２）について、取り組む品目ごとの導入面積又は取組面積を合計し、当該品目数で除して割合を算出し、その割合に応じたポイントとすること。（３）は、取り組む品目の最上位等級比率の平均値による低下ポイントとすること。（４）又は（５）を選択する場合は、全ての品目について取り組むこと。

		基準とポイント		
高温対策栽培技術等の実証支援に係る成果目標				
必須 （いずれか1つを選択）	（１）令和５年産から目標年度にかけて、高温耐性品種※の導入面積の割合の増加ポイント ※都道府県が高温障害に対応し得ると認める品種	ア	10ポイント以上	10
		イ	８ポイント以上	8
		ウ	6ポイント以上	6
		エ	4ポイント以上	4
		オ	2ポイント以上	2
	（２）令和５年産から目標年度にかけて、高温対策に資する取組（高温耐性品種の導入を除く）面積の実施割合の増加ポイント	ア	15ポイント以上	10
		イ	12ポイント以上	8
		ウ	9ポイント以上	6
		エ	6ポイント以上	4
		オ	3ポイント以上	2
加算ポイント				
該当する場合	（３）過去５年間（平成30年産から令和４年産の５中３）と比較した令和５年産の最上位等級比率の低下ポイント ※「５中３」は、過去５年間（平成30年～令和４年）のうち、最低年と最高年を除いた３年平均をいう。	ア	30ポイント以上	5
		イ	24ポイント以上	4
		ウ	18ポイント以上	3
		エ	12ポイント以上	2
		オ	6ポイント以上	1
	（４）事業実施期間において、品種や栽培方法の変更について、実需者や消費者との意見交換を実施			2
	（５）事業実施開始時点で、事業実施地域が、地域計画（農業経営基盤強化促進法			2

	（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）を定めていること。	
--	---	--

別添 2（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要なは場、実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設等の借上経費	・農業機械・施設については、リースも対象とする。 ・交付対象経費は、本事業に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	事業を実施するために直接必要な種子・苗、肥料、農薬等の資材にかかる経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 検証等に用いる低廉（3万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	

旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。）」に定めるところにより取り扱うものとする。
委託費		本事業の補助目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とし、事業そのもの又は事業の

			根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは高温対策技術実証等の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

(1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等のリース・レンタルの場合
3. 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合

(2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(3) リースに要する費用に対する助成金額は、次の算定①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）未満とする場合にあっては次の算定②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算定③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算定②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算定①：助成金額＝リース物件価格（税抜き）×助成率（1/2以内）

算定②：助成金額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間/法定耐用年数）×助成率（1/2以内）

算定③：助成金額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×助成率（1/2以内）

この場合において、リース期間は設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る事業実施計画について

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 農産第 3229 号農林水産省農産局長通知）第 9 の 1 の規定に基づき、事業実施計画を作成したので、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- ・別記様式第 1 号別添（事業実施計画）
- ・実証する品種や技術が高温対策に資すると判断できる資料

高温対策栽培体系への転換支援事業 事業実施計画（事業計画）

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名：

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事業費 円	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
		円	円	円		
高温対策栽培技術等の実証支援					1 / 2 以内	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象品目	
--------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目名を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 栽培暦等の作成・普及主体

--

第3 事業の成果目標
(1) 成果目標

成果目標							
区分	導入面積		総面積		増加ポイント (オ = (イ/エーア/ウ) × 100)	ポイント①	備考
	現状 (ア)	目標 (イ)	現状 (ウ)	目標 (エ)			
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			
(1)	a	a	a	a	ポイント	ポイント	
区分	取組面積		総面積		増加ポイント (オ = (イ/エーア/ウ) × 100)	ポイント②	備考
	現状 (ア)	目標 (イ)	現状 (ウ)	目標 (エ)			
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			
(2)	a	a	a	a	ポイント	ポイント	
区分	加算ポイント	ポイント③ (加算合計)		加算ポイント (3) の算出根拠			
(3)							
(4)							
(5)							

注：複数品目に取り組む場合には、各品目の根拠数値について記載すること。

ポイント① (1)	or	ポイント② (2)	+	ポイント③ (加算)	=	ポイント合計

注1:「成果目標」は(1)又は(2)から1つを選択し、記入すること。

注2:「現状」は、原則、事業実施年度の前年度とすること。

注3:(1)及び(2)の「総面積」は、事業実施主体における取組品目の合計作付面積を記入すること。

注4:「増加率」の欄には、設定した成果目標に基づく「現状」値と「目標」値から算定される増加率の数値を小数点第1位を四捨五入して記入すること。

注5:「ポイント①」、「ポイント②」の欄には、増加率に対応する各成果目標のポイントを記入すること。

注6:複数の品目を選択する場合、「現状」、「目標」は、各々、対象とする品目の合計値により割合を算出すること。

注7:「加算ポイント」を選択する場合、(3)～(5)にはポイントに記載すること。

注8:選択しない成果目標及び加算ポイントの欄は空欄とすること。

(2) 成果目標と取組内容の関係性

成果目標	
加算	

注1:各成果目標、加算について、本事業の取組内容がそれぞれの成果目標の達成にどのように結び付くのか、どのような技術や高温耐性品種が普及していてどのように拡大するのか、具体的に記入すること。

注2:(3)について、最上位等級比率を比較する品目・品種を記入すること。

注3:(4)について、意見交換をする実需者や消費者を記入すること。

注4:(5)について、地域計画を定めている地域を記入すること。

第4 事業内容

実証内容	実証内容の詳細	事業量 (単価、人数、実施回数等)	国庫補助金 (円)	備 考
計				

注1:「実証内容の詳細」欄には、「〇〇品種の導入実証」や「〇〇技術の導入実証」等、具体的な内容を記入すること。

注2:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
高温対策栽培技術等の実証支援					

注1:「事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己負担		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
高温対策栽培技術等の実証支援		—	—	—	
合 計		—	—	—	

注:経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第6 自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組ではない ☐

注:上記に該当する場合は、☒を付けること。

第7 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- (1) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、農業従事者の要件を確認できる資料
（農業者の組織する団体に限る）
- (2) その他、都道府県知事が必要と認める資料

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る事業実施計画の変更につ

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第3229
号農林水産省農産局長通知）第 9 の 2 の規定に基づき、事業実施計画を変更したの
で、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- ・別記様式第 1 号別添（事業実施計画）
- ・実証する品種や技術が高温対策に資すると判断できる資料

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る都道府県事業計画につ

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 農産第 3229 号農林水産省農産局長通知）第 10 の 1 の規定に基づき、都道府県事業計画を作成したので、下記の関係資料を添えて承認を申請する。

記

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- ・別記様式第 3 号別添（都道府県事業計画）
- ・事業実施計画の写し及び当該計画の審査の際に使用した書類の一覧表
- ・実証する品種や技術が高温対策に資すると判断できる資料

高温対策栽培体系への転換支援事業 都道府県事業計画（都道府県計画）

事業実施年度：令和 年度

都道府県名：

第 1 当該都道府県の本事業の実施方針

注 1：高温耐性品種の導入実証を実施する場合、実施方針に当該品種が高温耐性品種であることを認める旨の記載をすること。

注 2：高温耐性品種や高温対策技術に資すると判断できる資料を添付すること。

第 2 事業計画

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
高温対策栽培技術等の実証支援					1／2 以内	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、区分毎に、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業実施主体別事業概要等

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体	事業対象品目	事業費	負担区分			備 考
					国庫補助金	自己負担	その他	
					円	円	円	
合計								

注1：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、実施要領別添1に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

3 都道府県が高温対策を要する事業対象品目と認める理由

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
高温対策栽培技術等の実証支援						
合 計						

第4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
高温対策栽培技術等の実証支援		—	—	—	
合 計		—	—	—	

第6 添付資料

- （1） 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- （2） その他、地方農政局長等が必要と認める資料

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る都道府県事業計画の変更について

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第3229号 農林水産省農産局長通知）第10の 5 の規定に基づき、都道府県事業計画を変更したので、下記の関係資料を添えて承認を申請する。

記

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- ・別記様式第 3 号別添（都道府県事業計画）
- ・事業実施計画の写し及び当該計画の審査の際に使用した書類の一覧表
- ・実証する品種や技術が高温対策に資すると判断できる資料

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体（〇〇〇県（都道府））名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る交付決定前着手届について

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第3229号農林水産省農産局長通知）第12の 1 の規定に基づき、交付決定前着手届を作成したので、下記の関係資料を添えて承認を申請する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に生じたあらゆる損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※ 事業実施主体が都道府県の場合は、第12の 5 の規定に基づき、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

事業実施主体	事業内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る事業実施状況報告書

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第 3229号農林水産省農産局長通知）第14の 1 の規定に基づき、事業実施状況報告書を作成したので、下記の添付書類を添えて報告する。

記

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- ・別記様式第 6 号別添（事業実施状況報告書）
- ・実証により作成、更新した栽培暦等又はそれが掲載されたURLが分かる資料

高温対策栽培体系への転換支援事業
実施状況報告書

事業実施年度：	令和	年度
事業実施状況報告年度：	令和	年度
目標年度：	令和	年度
事業実施主体名：		
都道府県名：		

第 1 事業実績

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
高温対策栽培技術等の実証支援					1 / 2 以内	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象品目	
--------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目名を記入すること。

事業完了年月日 令和 年 月 日

第2 事業の実施状況

成果目標								
区分	取組面積			総面積			達成率 (キ = ((ウ/カ) - (ア/エ)) / ((イ/オ) - (ア/エ)) × 100)	備考
	現状 (ア)	目標 (イ)	実績 (ウ)	現状 (エ)	目標 (オ)	実績 (カ)		
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
(1)	a	a	a	a	a	a	%	
区分	導入面積			総面積			達成率 (キ = ((ウ/カ) - (ア/エ)) / ((イ/オ) - (ア/エ)) × 100)	備考
	現状 (ア)	目標 (イ)	実績 (ウ)	現状 (エ)	目標 (オ)	実績 (カ)		
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
(2)	a	a	a	a	a	a	%	

注1: (1)及び(2)の「総面積」は、事業実施主体における取組品目の合計作付面積を記入すること。

注2: 複数の品目を選択する場合、「現状」、「目標」、「実績」は、各々、対象とする品目の合計値により割合を算出すること。

注3: 選択しない成果目標及び加算ポイントの欄は空欄とすること。

第3 添付資料

(1) 実証により作成・更新した栽培暦等もしくはHP等で公表している場合はそのURLが分かる資料

※ なお、本実施状況報告時点で作成中の場合は、その時点の案段階の資料を提出すること。

(2) 取組面積と総面積の根拠が分かる資料

別記様式第7号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る都道府県実施状況報告書

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3229号農林水産省農産局長通知）第14の3の規定に基づき、都道府県実施状況報告書を作成したので、下記の関係資料を添えて報告する。

記

- 注：関係書類として、以下の資料を送付すること。
- ・別記様式第7号別添（都道府県実施状況報告書）
 - ・各事業実施主体の事業実施状況報告書の写し

高温対策栽培体系への転換支援事業
都道府県実施状況報告書

事業実施年度：	令和	年度
事業実施状況報告年度：	令和	年度
目標年度：	令和	年度
都道府県名：		

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

事業実施主体名	事業対象品目	実証内容	成果目標の 達成状況 (%)	事業実施主体に対する措置

注1：「実証内容」は、高温耐性品種名や高温対策技術の内容が分かるように記載すること。

注2：「成果目標の達成状況」は「成果目標」の進捗割合を記載すること。

注3：「事業実施主体に対する措置」は、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注4：都道府県が事業実施主体となる場合は、「事業実施主体に対する措置」に自己で講じた措置を記載すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る評価報告

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第 3229号農林水産省農産局長通知）第15の 1 の規定に基づき、関係資料を添えて報告する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。
・別記様式第 8 号別添（事業評価シート）

高温対策栽培体系への転換支援事業に関する事業評価シート

事業実施主体名	
取組メニュー	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容				
成果目標の達成状況	現状値① (〇〇年度)	目標値② (〇〇年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
改善計画実施結果				
(年度)				
事業の実施による効果				
事業計画の妥当性		(理由)		
適正な事業の執行		(理由)		
備 考				

注1：「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
注2：「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
注3：「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。
注4：「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
注5：「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。
注6：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る評価報告

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和 5 年12月 1 日付け 5 農産第 3229号農林水産省農産局長通知）第15の 3 の規定に基づき、都道府県実施状況報告書を作成したので、下記の関係資料を添えて報告する。

記

- 注 1：関係書類として、以下の資料を送付すること。
- ・別記様式第 9 号別添（事業評価総括表）
- 注 2：必要に応じて事業評価シートを添付すること。

別記様式第9号別添

高温対策栽培体系への転換支援事業に関する事業評価総括表

事業実施主体名	事業対象品目	実証内容	成果目標の達成状況						事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事
				成果目標の 具体的な内容	基準値 〇〇年度	目標値 〇〇年度	実績値	達成率 %			
			成果 目標								
			成果 目標								

注 1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加又は削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注 2：「実証内容」は、高温耐性品種名や高温対策技術の内容が分かるように記載すること。

注 3：「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には○を、それ以外の場合には×を記入すること。

注 4：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

(1) 当該事業実施主体の事業評価シート(別記様式第8号別添)の写し

(2) その他、都道府県が必要と認める資料

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度高温対策栽培体系への転換支援事業に係る改善計画

高温対策栽培体系への転換支援事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3229号農林水産省農産局長通知）第15の5の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績

区分	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況（実績）			
		基 準 （ 年度）	目 標 （ 年度）	実 績 （ 年度）	達成率 %

- 4 改善計画
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

- 5 改善計画を実施するための推進体制